

平成 29 年度

島田市雇用対策協定に基づく事業計画

島 田 市

静岡労働局

目 次

第 1	趣旨	
第 2	雇用施策の柱	
1	若年者の就労支援	1
2	女性の就労機会の創出	2
3	障害者の雇用対策の推進	4
4	高年齢者の雇用対策の推進	4
5	生活困窮者等の就労支援	5
6	市内企業の人材確保	6
第 3	雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標	7

第1 趣旨

島田市（以下「市」という。）と静岡労働局（以下「労働局」という。）は、市内における雇用・労働環境の改善に連携して強力的に取り組むため、平成29年11月28日「島田市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び島田公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）は、市が行う雇用創出、就労支援その他の雇用に関する施策と、労働局及びハローワークが行う職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが、密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「島田市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的に実施することにより、島田市の雇用・職場環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 雇用施策の柱

1 若年者の就労支援

近年、市では、大学進学等をきっかけとした若年者の転出超過がもっとも多く、高校生や大学生等に対する市内就職の促進が大変重要になっている。そこで、市は労働局と連携し、若年者に対する就職支援、市内企業に関する情報提供の充実、市内企業に対する正規雇用での採用の働きかけ等を行うことにより、若年者に対する就職支援を実施する。

(1) 大学生等の就職支援

島田市の若年者において、特に転出超過が多い首都圏および中京圏をターゲットに、U I Jターン就職を促進する。また、県外へ進学している学生をもつ親に対してもアプローチしていく。

《市が実施する業務》

- 静岡県、近隣市と連携して、県外にいる地元出身学生及び県外出身学生を対象としたU I Jターン就職を支援する。
- 県内学生向けに、ハローワーク、商工会議所及び商工会等の各種団体と連携し、合同企業ガイダンスを開催する。

《労働局が実施する業務》

- ハローワークの持つ市内企業の求人情報を市や大学等へ情報提供する。

(2) 市内高校生の就職支援

市内の高校生に地元企業の魅力や地元で働くことのよさを伝えることで、地元への定着を促す。また、進学し市外へ行く高校生に対しても、その後就職す

るときに島田市で就職する動機付けとなる取組を進める。

《市が実施する業務》

- ハローワークと連携して市内企業を訪問し、就労状況や企業動向などの情報交換を通して、ハローワーク、市、企業の連携を構築していく。
- ハローワークと連携して市内高校を訪問し、就職講座や合同企業説明会等を実施することで市内の魅力的な企業や地元で働くことのよさを伝える。

《労働局が実施する業務》

- 市と連携して市内企業を訪問し、就労状況や企業動向などの情報交換を通して、ハローワーク、市、企業の連携を構築していく。
- 市と連携して市内高校を訪問し、就職講座や合同企業説明会等を実施することで市内の魅力的な企業や地元で働くことのよさを伝える。

(3) ひきこもりの若者の就職支援

全国的に若年者のひきこもりと言われる人は、潜在的に約70万人と推計されているが、実数はそれ以上とも言われている。島田市に置き換えてみると、約5,000人のひきこもりが潜在していると推計され、労働力人口の大きな割合を占めている。市と労働局が連携し、企業とのマッチングの機会を創出し、就労支援をする。

《市が実施する業務》

- 市が主催する若者就労支援に関するセミナーや企業見学をハローワークや静岡地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）と協力して実施し、ひきこもり等の就労支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- ひきこもりやニートの若者に対してサポステにて、臨床心理士等による心理カウンセリングや職業的自立に向けた個別相談等を実施した後、ハローワークでの職業相談・紹介に繋ぐためのサポステとの連携を強化し、職業訓練のあっせん等を含めた就労支援を行う。

2 女性の就労機会の創出

我が国の女性の労働力率は、20歳代後半～30歳代にかけて低下しており、結婚・出産・子育てのために、やむを得ず離職する状況が見受けられる。出産等により、いったん離職すると、子育てが終わってからの就労は、パート・派遣労働が多く、正規社員として希望する仕事に就くことは、大変な状況となっている。また、ひとり親家庭等の父母においては、就労に向けての十分な準備ができないまま就労せざるを得ない場合が多いことから、非正規の不安定な就労形態が半数以上を占め、その収入は一般家庭の4割に満たない水準に留まっ

ている。

このため、継続的な職業キャリア形成、子育て中の女性のニーズに対応した職業相談や求人確保等のきめ細やかな支援とともに、女性が働きやすい就業形態の環境整備や働き方の見直しの啓発、女性一人ひとりの能力開発に取り組むことが必要である。市と労働局が一体的に事業を実施することで、より充実したサービスを実現する。

(1) 働くことを希望する女性（子育て女性含む）に対する職業相談、地域の保育関連サービスの情報提供

《市が実施する業務》

- 労働局と連携して行う一体的実施事業において、子育て女性の就業支援を行うほか、必要に応じて相談中の託児を行う。
- ハローワークと連携し、子育てや働くことに対する不安の解消を目的としたセミナーや再就職を支援するセミナー等を開催する。

《労働局が実施する業務》

- 市と連携し、市役所内の子育て関係の相談窓口で職業紹介の窓口を併設し、子育て女性の就業支援を市と一体的に実施する。（一体的実施事業）
- 市と連携し、パート・アルバイト等の合同就職相談会を開催する。

(2) 子育て関連の各種手続きのワンストップ化

《市が実施する業務》

- 市役所新庁舎の整備の検討の中で、職業紹介と子育て支援体制が一体的に行える部署の設置を検討する。

《労働局が実施する業務》

- 市と連携し、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供を行う。

(3) ワークライフバランスの推進

《市が実施する業務》

- 女性が働きやすい職場環境整備のために企業主導型保育所等の設置を推進する。

《労働局が実施する業務》

- 両立支援等助成金活用の周知・啓発をする。

3 障害者の雇用対策の推進

平成28年6月1日現在、ハローワーク島田管内における民間企業の実雇用率は、法定雇用率2.00%に対し、県内平均1.90%、全国平均1.92%と比較しても低い数値となっている。また、ハローワーク島田管内における雇用率未達成企業も多く存在し、未達成企業を減らす取組が必要である。平成30年度には法定雇用率の引き上げが確定しており、障害者雇用を促進する取組が必要である。

企業等の障害者雇用を促進するため、雇用したい企業と求職者とのマッチングを行う「島田方式」※を確立し、周知する。企業等が障害者雇用への理解と認識を深め、障害を有する求職者に、より多くの雇用機会を提供し、さらなる就職件数の上積みを図る。

《市が実施する業務》

- ハローワーク及び島田市地域自立支援協議会と連携し、市内企業と障害者求職者との情報交換の場を設け、マッチング機会を創出する。
- ハローワークと連携し、障害者の就労体験の機会を創出する。
- 市内福祉事業所や各種障害者支援機関、特別支援学校等が連携し、障害者の就労支援がより支援しやすい体制になるよう環境整備に努める。

《労働局が実施する業務》

- 企業向けに障害者雇用に関する助成金制度等のセミナーを開催する。
- 障害者就職面接会を開催する。
- 市と連携し「島田方式」※を実践・周知する。

※ 島田方式…平成28年度厚生労働省全国業務改善コンクール第3位入賞「障害者雇用推進企業職域開発見学会」

市内福祉事業所や各種障害者支援機関、特別支援学校等の関係者が企業の現場へ訪問することにより、実践的で具体的な話し合いや新たな仕事のやり方の発見などが自発的に行われ、より精度の高いマッチングが可能となる。

4 高年齢者の雇用対策の推進

少子・高齢化が急速に進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、公的年金の支給開始年齢が65歳に引き上げられ、働く意欲と能力を有する高年齢者が活躍できる社会の実現が必要になってきている。そこで、65歳までの雇用を確保するため、高年齢者雇用確保措置の着実な実施を図るとともに、65歳を超えても働ける環境づくり、再就職の支援、さらには多様な就業機会の

確保など、高年齢者に対する就職促進の取組を市と労働局が連携して実施する。また、元気で活動的な高年齢者が社会を支える存在として、その能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らしていけるよう、これまでの人生で培った知識・経験・技能を生かした就業の機会を提供することを目指す。

《市が実施する業務》

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の「働くこと」を通しての社会参加、仲間づくり、健康維持などの生きがいづくりを目的として活動する公益社団法人島田市シルバー人材センターの活動を支援する。
- 起業等に関するセミナーを産業支援センター「おびサポ」で開催する。

《労働局が実施する業務》

- 改正高年齢者雇用安定法の周知・啓発を実施するとともに、ハローワーク及び各種団体等と連携し、希望者全員が65歳まで働くことができる制度、さらには企業の実情に応じ70歳まで働くことができる制度の導入促進など、事業主に対する高年齢者雇用確保措置実施に向けた指導及び制度の浸透に取り組む。
- 65歳を超えた高年齢者を含めた高年齢者の再就職支援の充実のため、きめ細やかな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金及び奨励金制度の活用法についてのセミナーを実施する。

5 生活困窮者等の就労支援

社会環境の複雑化や経済構造が変化する中で、悩みを抱え支援を望む就職困難者は絶えることがなく、また、生活保護受給世帯数も微増する傾向にあることから、市と労働局、ハローワークが連携を図り、就労・生活支援事業等の雇用対策に迅速かつ効果的に取り組むことにより、一人でも多くの者が就労し、自立した社会生活を送れるよう支援する。

《市が実施する業務》

- 生活困窮者等に対し、支援員による相談業務を行う「自立相談支援事業」を実施しハローワークへつなげる。
- 生活保護受給者に対する就労支援を行う。
- 島田市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者等の相談をはじめ、経済的な問題、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題などの支援を行う。

《労働局が実施する業務》

- 市が実施する「自立相談支援事業」により意欲・能力が向上した支援対象者及び「被保護者就労支援事業」の対象者に対し、ハローワークは、就労に向

けた職業相談・紹介、求人情報の提供、職業訓練のあっせん等の支援を行う。

6 市内企業の人材確保

ハローワーク島田管内における有効求人倍率は、平成 27 年 10 月以降、7 年 7 か月ぶりに 1 倍台を回復し、その後も 1 倍台で堅調に推移し、平成 29 年 9 月現在有効求人倍率は 1.12 倍となっている。一方で、市内企業における雇用状況は、人手不足感により、以前にも増し厳しいものとなってきている。

今後、更なる人手不足が予想されるが、地域の持続的発展は必要不可欠であるため、市と労働局は連携し、販路拡大などによる既存企業の活性化や、起業支援、人材確保を推進していく。

《市が実施する業務》

- 産業支援センター「おびサポ」のメールマガジンで、企業向けのセミナーや助成制度などの情報発信をする。
- 産業支援センター「おびサポ」による市内企業の経営相談、起業支援を実施する。
- 就職支援サイト「しまだのおしごと」で、市内求人情報及び企業情報等の提供を充実する。
- 働き方改革への取組として、テレワークの導入や ICT（情報通信技術）を活用した事業を推進する。
- 市と労働局が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

《労働局が実施する業務》

- 市内企業の求人情報、雇用に関する情報等を求職者に提供する。
- 市と連携して企業向けの雇用に関するセミナーを開催する。
- 労働局と市が、雇用に関する情報を共有し、効果的に発信する。

第3 雇用対策協定に基づく取組に関する数値目標（平成29年度）

1 若年者の就労支援

- ・事業に関わった大学生等の市内への就職者数 15人
- ・高校生の就職率 99.2%
- ・ひきこもり支援による就職者数 3人

2 女性の就労機会の創出

- ・事業参加者総数（合同説明会、セミナー等） 20人
- ・一体的実施事業における就職者数 一人

3 障害者の雇用対策の推進

- ・障害者の就労件数 100件
（福祉的就労件数含）

4 高年齢者の雇用対策の推進

- ・高年齢者の就職件数 217件（60歳以上の就職件数）

5 生活困窮者等の就労支援

- ・就職者数 23人

6 市内企業の雇用確保

- ・雇用に関する情報発信 2回／月